アルメニア共和国の表

概要	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

十九	
分野	運輸業
小分野	道路旅客運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

二十	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業 ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業 ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

二十一	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

二十二	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

一	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	世界貿易機関設立協定に基づくサービスにおける特定の約束に係る表（二千四年の文書　ＧＡＴＳ／ＳＣ／一三七（Ｉ　各分野に共通の約束））
概要	アルメニアの法令に基づいて設立される法人（資本所有者のいかんを問わない。）にのみ補助金が交付される。

二	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 憲法（二千十五年に改正されたもの）第六十条 土地法（二千一年法律第ＨＯ－百八十五号）第四条
措置	
概要	外国人及び無国籍者は、法律で定める場合を除くほか、土地の所有権を享有せず、及び土地に係る財産権を取得することができない。

三	
分野	運輸及び保管設備
小分野	航空運輸業
産業分類	経済活動の分類ＨＤ－〇一一－二〇一三　五一　航空運輸業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	航空法（二千七年法律第ＨＯ－八十一－Ｎ号）第四十三条
概要	航空運輸の飛行の安全のため、強制規格に係る権限を有する機関は、アルメニア共和国政府が定める手続に従い、次の者に対してのみ航空事業者証明書を発給する。 (a)　アルメニア共和国において登録され、かつ、少なくとも五十一パーセントの株式をアルメニア共和国の国民が所有する法人又はアルメニア共和国において設立され、及び登録される法人 (b)　アルメニア共和国政府の権限を有する機関 アルメニア共和国の利益のため、特別な理由があり、かつ、航空事業者がアルメニア共和国に拠点を置く場合には、強制規格に係る権限を有する機関は、前段に規定する条件の例外を適用することができる。

四	
分野	運輸及び保管設備
小分野	航空運輸業
産業分類	経済活動の分類ＨＤ－〇一一－二〇一三　五一　航空運輸業
関連する義務	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置	航空法（二千七年法律第ＨＯ－八十一－Ｎ号）第三十五条
概要	権限を有する機関が例外として他の決定を行う場合を除くほか、アルメニア共和国において登録される航空機の乗組員は、アルメニア共和国の国民とする。

五	
分野	文化、余暇及びレクリエーション
小分野	賭博関連業
産業分類	経済活動の分類ＨＤ－〇一一－二〇一三　九二・〇〇・三　富くじ業の実施
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	富くじ法（二千三年法律第ＨＯ－三－Ｎ号）第四条
概要	設立者がアルメニア共和国の国民又はアルメニア共和国において設立される法人である商業組織のみが、アルメニア共和国において富くじを運営することができる。

六	
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	二千十一年政令第千四百四十一－Ｎ号附属書二3
概要	アルメニア共和国においては、権限を有する国家機関から資格証明を受領したアルメニア共和国の国民のみが、地図の作成、土地の測量及び土地の管理を行うことができる。 アルメニア共和国の国民のみが、公証人に任命されることができる。

七	
分野	専門的、科学的及び技術的活動
小分野	法律業
産業分類	経済活動の分類ＨＤ－〇一一－二〇一三　六九・一　法律業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	公証人法（二千一年法律第ＨＯ－二百七十四号）第十条
概要	

八	
分野	管理的及び補助的な活動
小分野	警備及び調査
産業分類	経済活動の分類ＨＤ－〇一一－二〇一三　八〇・一　民間警備業